

2 調教指発第3380010号

令和3年3月4日

調布市立小・中学校長 様

調布市教育委員会教育長

大和田 正治

(公印省略)

緊急事態宣言延長における調布市立学校の新型コロナウイルス感染症対策を講じた学校運営について (依頼)

現在、市立学校における新型コロナウイルス感染症への対応については、令和3年1月7日付「緊急事態宣言期間中における調布市立学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について (依頼)」に基づき、取り組んでいただいているところです。

今般、国の緊急事態宣言に基づく東京都における緊急事態措置については、令和3年3月7日をもって解除される予定でしたが、3日夕刻に首都圏の1都3県の緊急事態宣言が延長の方向で検討されているとの報道がなされました。

こうした状況を踏まえ、緊急事態宣言延長における学校運営については、引き続き、「緊急事態宣言期間中における調布市立学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について (依頼)」の対応をお願いするところですが、市内の感染状況及び児童・生徒の感染状況等を踏まえ、下記のとおり、一部柔軟に対応できるように変更しますので、ご理解・ご協力よろしく願います。なお、今後、緊急事態宣言が解除された場合については、令和3年1月20日版「調布市立学校における感染症予防ガイドライン (新型コロナウイルス感染症)」に準じた対応とすることとします。

1 変更点について

- 卒業遠足などの校外学習は、延期等としていたところですが、児童・生徒の学びの意欲やこの時期にしかできない体験活動の必要性を鑑み、感染症対策を徹底し、下記の理由等により、学校の柔軟な判断を可とする。

- ・市内及び市立学校児童・生徒の感染状況に広がりが見られないこと。
- ・校外学習の場所によっては、三密が回避できること。
- ・今年度中に再度の延期ができないこと。
- ・進学、進級にあわせ、学校行事が、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実に資するといった意義があること。
- ・バス等を予約していた場合、保護者のキャンセル料の負担が発生すること。

2 その他

- 令和2年度卒業式及び令和3年度入学式の対応については、別に通知する。

[担当]

学校教育担当課長 高橋 慎一
統括指導主事 濱田 昌也
電話 042-481-7478